

統計作成プロセス部会の審議状況について

(報告)

令和8年7月27日

第10回統計作成プロセス部会 議事概要

1 日時 令和8年6月22日（月）13:00～14:44

2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室（Web併用）

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、佐藤 香

【臨時委員】

成田 礼子

【専門委員】

浦田 真由、下野 僚子、細川 努、安井 清一

【審議協力者】

内閣府、文部科学省、埼玉県、東京都

【事務局（総務省）】

阿南大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長

統計品質管理推進室：栗原参事官、大原補佐

4 議 題

- （１）PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上の取組状況について
- （２）各府省における公表数値等の誤り報告状況等について
- （３）その他

5 概 要

- 議題について、令和7年度の状況を中心に事務局から報告が行われ、これを踏まえて、質疑・意見交換が行われた。
- 審議の結果、以下のような内容が確認された。

議題（１）について

- ・ 各府省における点検・評価の取組は、着実に実施されていることを確認した。
- ・ 統計作成プロセス診断については、第Ⅳ期基本計画の目標である、全ての基幹統計調査に対する診断の実施に向けて、着実に推進されていることを確認した。今後も総務省及び関係府省において、統計作成プロセスの水準向上に向けて積極的に取り組まれない。
- ・ また、統計作成プロセス診断の中間総括の内容は大変貴重なものであり、基幹統計調査に限らず、広く政府全体の統計調査に対する有益な助言として、各府省の統計作成プロセスの水準向上に役立てられたい。
- ・ 当部会としては、今後も、各府省の取組状況について定期的に報告を求め、必要な支援等を検討していく。

議題（２）について

- ・ 誤り発生時の対応については、引き続き、各府省において適切に対応されたい。

- ・ 誤り発生の再発防止策について、文部科学省においては総務省による検証結果も参考として、省全体として統計作成プロセスの水準向上に取り組んでいただきたい。
- ・ 一方、総務省による検証を通じ、政府全体の統計作成プロセス向上のための有益な知見を得た。総務省による検証結果を踏まえた「政府全体としての取組」について、各府省においても取組の強化を求める。

○ 委員等からの主な意見等は以下のとおり。

(1) P D C A サイクルによる公的統計の品質確保・向上の取組状況について

・ 点検・評価の取組状況及び統計作成プロセス診断の実施状況

○ 8ページの「統計作成プロセスの全体像が可視化されていない」、12ページの「全体像が把握可能なドキュメントの整備が重要」という報告について、上場企業では、内部統制監査を導入し、フローチャート、業務記述書及びR C M（リスク・コントロール・マトリックス）の作成を義務付けている。統計作成プロセスにおいてもなるべく早急に全体像を把握できるようなフローチャートと業務記述書の作成をしていただきたい。

→ 全体のフローチャート等については、プロセス診断を通じ提供を受けた資料等を統計作成ガイドブックのサンプルとして提供しており、各府省では是非活用いただきたいと考えている。委員の御意見も踏まえ、政府内の担当者会議等で周知していきたい。

・ 令和5年度から7年度の診断活動を踏まえた中間総括について

○ 作業の属人化を防ぐために、マニュアルやフローチャートを整備し、組織内で共有することが重要。また、15ページの「分析の実施」について、各府省で行っているP D C AサイクルのC（チェック）の部分が欠けていることを認識いただき、調査結果を公表して終わるマニュアルではなく、公表後のチェック及び改善プランの検討までを業務フローに含めて、取り組んでいただきたい。

→ 属人化については御指摘のとおり。プロセス診断において、マニュアルにない情報を担当者レベルのメモとして後から提出されることがある。それらを組織で管理するマニュアルとすることが大事であると助言している。一方、引継書を組織として上司に報告し、了解を得たものを引継ぎに利用している省庁もある。そうした事例も、各府省の連絡会議などで周知している。御意見をいただいたので、政府内の担当者会議等において改めて周知する。

また、マニュアルの見直し自体をあらかじめ業務マニュアルに定めておくことも重要。そのような好事例もあることを併せて周知したい。

○ プロセス診断は基幹統計のうち調査統計を中心に実施しているところ、基幹統計には加工統計もあるが、プロセス診断の対象に加工統計は含めないのか。

- 公的統計の基本計画では含まれていない。次期計画の中で何を対象とするか、これからの議論。現在行っているプロセス診断の結果や状況を踏まえながら、並行して検討していく。
 - 基幹統計を作るための手段として調査があるというのが統計法の建付けになっているが、診断については、調査の実施方法だけではなく、調査が終わって集計して公表するという統計作成のプロセス全体を対象にしているという理解でよい。
 - 企画から公表までプロセス全体が診断の対象となっている。
- 担当者個人の経験やノウハウに依存する状態では、調査の持続性に課題が出てくる。統計作成プロセスにおいては、誰が担当しても同じ結果が得られるような手順の標準化、自動化、チェックの仕組み化が必要。
- 手順の標準化等はプロセス診断の重要なテーマ。誰が行っても同じ結果が出るのが大事であり、そのためにはマニュアルの整備が必要。各府省から提出されたマニュアルについて統計監理官が分析し、相手省庁と議論を行い助言している。相手方担当者の問題意識やふだんの疑問点を拾って共有しながら、相手省庁に助言を伝えている。マニュアルを共通言語にして組織として業務を行い、誰が行っても同じ結果になることが大事という観点で、品質管理の向上に取り組んでいるところ。
 - 自動化についてはあまり検討されていないか。
 - 手作業の誤りが生じる部分は自動化したほうが良いと議論もしているが、経費がかかる部分であるので、事情を踏まえながら助言している。
- 統計監理官としてプロセス診断の際には事前にマニュアルを読み込む中で、HOW TO、何をどうするかは書かれており、それが不足している場合は指摘するが、なぜその作業をしなくてはいけないのか説明が抜け落ちていると感じている。すべての文書に目的を書くことは冗長になるため難しい部分と思うが、マニュアルを読み解く上で業務の位置付け、目的を意識することが重要と考える。自動化については自動化できる業務と現時点のリソースでは難しい部分と両方あるので、プロセス診断の現場で補って助言する部分と考える。
- 従来は手作業だった業務が、自動化含めデジタル化していく部分が今後ますます増えていく。システムを構築する際、せっかくマニュアル整備の中で業務フロー図等を整備しても、それを参照してシステム開発を行っていないような事例が散見される。システムを構築する際にも業務フローの整備結果を活用し、自動化する業務と手作業として残す業務の両輪を上手く連携させる軸として、業務フロー図の活用を目指すべき。

○ 民間委託について入札に関わった経験から見ると、事業者の経験の差や調査の特性から、自然と特定の事業者が繰り返し落札する結果になることも多い。特定の事業者に集中することは必ずしも悪いことばかりではなく、事業者が経験を蓄積し、公的統計を担えるように力をつけていっていることも意味しているため、1社に継続することが全て良くないと排除してしまうことは必ずしも合理的とは言えない面もある。民間の活力を利用する観点からは、競争が働かず1社ばかりが落札し続けることは良くはないが、競争と育成のバランスは政府の側が考えないといけない。

→ プロセス診断でも議論になったところであり、民間事業者が力をつけることは大事。周辺事業者と積極的にヒアリングや意見交換してはどうかと助言した例もある。府省にも民間事業者の情報が入ってくるとともに、民間事業者の方も府省の考えていることが分かり、情報が行き渡る効果がある。問題意識を持っているところもあり、引き続き議論していきたい。

→ いずれにせよ調査のノウハウが政府内に蓄積されないことは良くないため、民間委託をしても政府内にノウハウが蓄積されるような仕組みを構築いただきたい。

(2) 各府省における公表数値等の誤り報告状況等について

○ 9ページ2番目及び5番目の手作業のミスについて、手作業による転記・貼付けが多いのであれば、転記作業を自動化するよう再発防止策を検討しているか。

→ 手作業のミスの中で、システム化で対応できるものと対応できないものがある。御指摘のあったミスについては、どうしても手作業が残るので、運用手順を整備して対応する。3番目と4番目の関数式の誤りは、元々システム化する予定であったものの整備ができていなかった部分であるため、システム化する予定。

○ システム変更にあたっての留意点は、変更点をあらかじめ明確に示し、かつ、どうやって変更後の正しさを検証するのかを明確にしておくことが一つ。もう一つは、変更部分だけでなく、その影響範囲を特定し、現行システムと新システムの出力結果の比較検証を行うことを調達時に明記して事業者に守らせること。加えて、誤りを検知するような予防的な検知機能を備えたシステムを作ることが重要。

本件だけではないが、システム化を進める業務においては、システム開発が特定の事業者に集中することでシステムのブラックボックス化が進み、その結果、誤りの発生対応やシステム改修時の予算の確保、業者が変わることによるリスクの発生等の問題があるので、システムの維持、改修は、ロードマップを作成して計画的に実施することが必要。

→ システムを作り込む時には専門職員がいても何年か経つといなくなり、調査を回すだけになってしまうという話もある。各委員の知見を借りながら、引き続き議論をしてまいりたい。

- システムの調達に当たっては、要件定義だけでなく、業者との打合せを通じ、システムのプログラムがどういう言語でどういうスクリプトで書かれているかを記録に残すことが大事であると思うので、検討いただきたい。

→ 設計の時の根拠資料を残しておくといった可視化については、資料1の13ページで指摘したところ。いただいた御意見を含め、各府省に伝えたい。

- 集計表の審査に当たっては、統計表ができた後のチェックも重要。今回誤りに気づかれたのは過去の調査結果を継続的に確認されていた外部有識者の方であり、標準偏差から見つけたもので、ばらつきに気を配れるという知見のある方が外部有識者として見ていた。高度な分析でなくとも、過去と今回の結果を比べて大きく変わっていないか等の確認は、専門知識がなくてもできることであるため、審査事項として取り入れていただきたい。

- 統計監理官として、プロセス診断において難しいと思ったところは、例えば業務の自動化は効率化に資する一方、ブラックボックス化してしまったり、逆に手作業が増えればヒューマンエラーが起こったりと、各プロセスにおいて自動化のメリットとデメリットのトレードオフ関係が見られ、統計作成プロセス全体の最適化は難しい。各府省においては、統計作成プロセスの中には様々なリスクを含んでいるということを認識いただき、どうバランスを取っていくか、全体最適として検討してもらう必要があると考える。

品質管理と統計学を研究しているが、ものづくりの場合には、精度条件が整わなければ不適合として目に見えるが、統計作成は、定められた手順を踏めば最終的なアウトプットまで出るため、誤りを可視化しづらい。可視化しづらいと統計の品質を確保することも非常に難しくなる。人がExcelやプログラムを作って集計・審査を行っていく中で、如何にミスリスクを発見できるか、またミス発生リスクを予測できるかが重要。可視化することは難しいが、対応する技術としてルート・コース・アナリシス、FMEAといった分析やプロジェクトマネジメント等の手法がある。サービスの設計で言えばデザイン思考等の枠組みが存在する。人の行為で進められる工程に対しても、それを上手に行わせるための様々な技術や手法があることを認識していただき、より良い統計作成プロセスの構築に活用していただきたい。

→ 統計作成プロセスでは、誤り発見の基準が作りにくい中、ものづくりやサービスの設計で培われた様々な技術を参考にして、より良い統計プロセスを構築いただきたいというアドバイスとして伺った。

- 現在、サービス業においても製造業で培われた主にFMEAといったリスクを予測する方法を業務プロセスに適用する事例がある。いろいろなリスクを可視化できるテクニックが存在するので、注目していただきたい。
- システム関連やその周りの技術は、年々進歩している。今回、中間総括で、マニュアルと委託の関係を取り上げてメッセージとして挙げたが、御意見いただいたような新たな角度の当て方など引き続き統計監理官の方々とも御相談・議論していきたい。

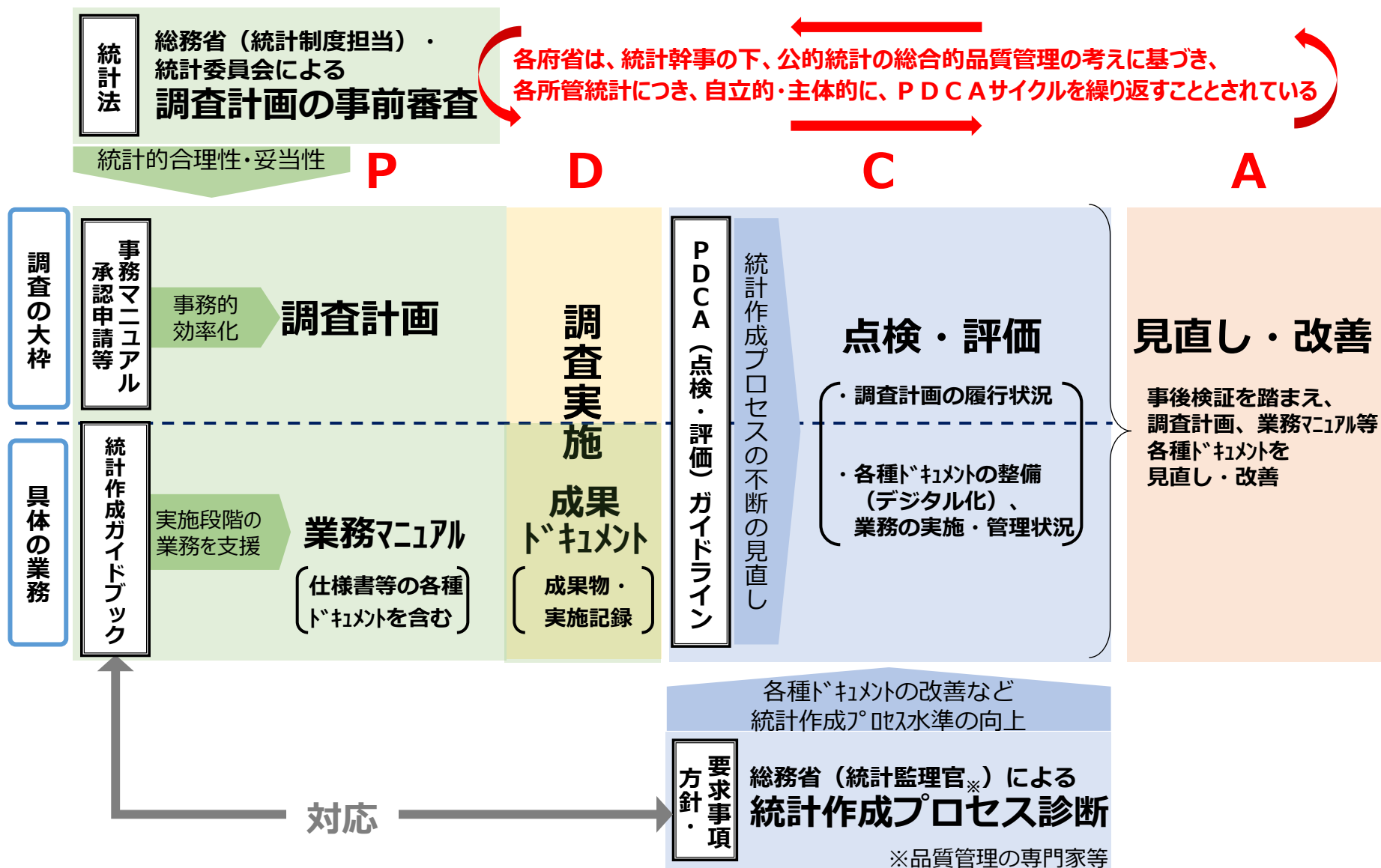
(以上)

PDCAサイクルによる 公的統計の品質確保・向上の取組状況

令和8年6月

総務省 統計品質管理推進室

統計作成府省によるPDCAサイクル実施に関する仕組み(全体イメージ)



※ 点検・評価結果は、統計調査に対する信頼確保の観点から、調査計画と共にe-Statへ掲載

I 点検・評価の取組状況

1 令和7年度における点検・評価の実施状況

- 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づき、所管統計の数やその特性、調査周期を考慮して点検・評価実施計画を策定し、計画的に実施
- 令和7年度に105調査を実施しており、8年度は102調査の点検・評価を実施予定

府省等名	点検・評価実施数（令和7年度）			点検・評価実施予定（令和8年度）		
		基幹統計調査	一般統計調査		基幹統計調査	一般統計調査
人 事 院	2	—	2	2	—	2
内 閣 府	8	—	8	5	—	5
個人情報保護委員会	0	—	0	1	—	1
消 費 者 庁	0	—	0	1	—	1
こ ども 家 庭 庁	3	—	3	2	—	2
総 務 省	7	3	4	8	5	3
法 務 省	1	—	1	0	—	0
財 務 省	3	1	2	1	0	1
文 部 科 学 省	4	0	4	11	3	8
厚 生 労 働 省	15	2	13	24	5	19
農 林 水 産 省	31	6	25	26	6	20
経 済 産 業 省	3	2	1	5	1	4
国 土 交 通 省	25	3	22	14	4	10
環 境 省	3	—	3	2	—	2
合 計	105	17	88	102	24	78

（注1）各府省等の点検・評価実施計画及び総務省に対する点検・評価結果の提出状況に基づき作成

（注2）複数回点検を行った統計調査や複数府省が共管している統計調査は重複で計上

2 点検・評価を通じた課題等の改善例

■ 令和7年度の各府省の点検・評価結果から作成（実施済み・検討中を問わない）

<マネジメントの改善>

- 全体スケジュールや業務フローの整備による業務マニュアルの拡充

<企画の改善>

- 報告者負担軽減に向けたe-Surveyの導入と、電子調査票等の開発経緯や要件の記録・保管の実施
- 報告者の記入精度向上と業務改善を目指した、紙とオンラインの回答方法の比較分析

<実査の改善>

- 外部委託業務のブラックボックス化防止に向けた
 - ・ 記録管理の改善（委託先への訪問による実情把握、連絡票等による記録など）
 - ・ 仕様書の要件の明確化（督促回数、内容審査時の架電回数等の明示など）

※ 以上の改善例を含め、点検・評価結果には、「統計作成プロセス診断」による助言等を踏まえた見直し・改善についても盛り込まれている。

※ 各府省が行う点検・評価の結果については、統計法に基づく調査の変更承認申請や、総務省の審査においても活用・確認

Ⅱ 統計作成プロセス診断の実施状況

1 統計作成プロセス診断の概要

診断の趣旨・目的

- 統計作成プロセス診断は、PDCAサイクルの体系的かつ効果的な実行を通じ、統計作成府省による継続的な品質管理の取組の更なる充実・実効性確保が図られ、統計作成プロセスの水準の向上につながるよう、総務省において採用された統計監理官が、専門的かつ客観的立場から、必要とされる確認等を行い、その結果に基づき、統計作成府省に助言等を行う活動
- 統計作成プロセス診断を通じて把握された改善事例などの好事例については、総務省を通じて府省横断的に横展開することにより、統計作成府省による自立的・主体的なPDCAサイクルの取組を一層促進

診断の実施方法等

- **診断の対象**
統計法第2条第5項に規定する統計調査※に係る統計の作成プロセス及びマネジメントの状況
- **実施体制**
(※ 第IV期基本計画を踏まえ、当面は基幹統計調査を優先)
i) 品質管理の実務家、ii) 品質管理の研究者等の専門家、iii) 公的統計の実務経験者のうちから、総務省が任用する「統計監理官」により構成される診断チームによって実施。実施に際しては、各府省の統計品質管理官と連携
- **実施時期**
統計作成府省によるPDCAサイクル実施の段階を踏まえ、効果的と判断される時期に計画的に実施（統計作成府省が点検・評価（＝C）を行い、結果の決定までの間に実施することが基本。各府省の点検・評価実施計画を踏まえて診断の実施計画を策定）
- **実施方法**
 - ・ 統計作成府省によるPDCAサイクルの実施過程におけるアウトプットなどの提供資料、ヒアリング、意見交換などによる情報等に基づき、**要求事項への適合状況を客観的に確認**
 - ・ 診断の際、積極的に評価できる、PDCAサイクルを通じた改善例など**各府省に横展開すべき「好事例」**を把握
 - ・ **上記確認に基づき**、統計作成府省による継続的な品質管理の取組の更なる充実・実効性確保が図られ、統計作成プロセスの水準の向上につながるよう、**助言等の内容を取りまとめ**（総務省は、診断チームが取りまとめた助言等を統計作成府省に提供）
 - ・ 統計作成府省の統計幹事の求めに応じ、**総務省の統計作成支援機能への「橋渡し」**を行う

要求事項 = プロセス診断の基準

個々の統計作成プロセスにおけるマネジメント、方法、手順等に関し実施することが求められる（必須）、あるいは実施することが望ましい（推奨）事項を定めたもの

実施結果の活用

- 統計作成府省は、点検・評価結果に、診断における助言等を活用した改善の方向性等を盛り込んだ上で、点検・評価結果を総務省に提出し、e-statに掲載、公表
- 総務省は、必要に応じて、点検評価の結果のe-stat掲載時や調査計画の承認時に、助言等への対応状況をフォローアップ。また、診断を通じて得られた改善例などの好事例を、適宜、府省横断的に横展開
- 総務省は、統計作成プロセス診断の取組状況について、定期的に統計委員会（統計作成プロセス部会）に概要を報告

2 令和7年度の実績

■ 対象調査：11基幹統計調査（7府省）

■ 助言等・好事例の件数

- 令和7年度に行った助言等の数は57件、好事例の数は37件、合計94件
（同一の助言等・好事例を複数のプロセスに対して言及している場合は、それぞれに計上）

■ （参考）令和7年度までに診断実施済みの調査概要

- 令和5～7年度に診断を行った24基幹統計調査の分類
（プロセス診断実施当時の情報に基づいて整理）

分類	該当調査数（%）
全数調査	9調査（約38%）
標本調査	15調査（約63%）
統計調査員を用いている調査	8調査（約33%）
調査の外部委託を行っている調査 ^{（注）}	22調査（約92%）
オンライン回答（回収）を行っている調査	24調査（100%）

注：民間事業者及び地方自治体へ業務委託している調査
ただし、委託内容が印刷発送等の事務作業に限る場合を除く

2 令和7年度の実績

■ 令和7年度の診断活動において焦点が当たった事例（1 / 3）

<マニュアル整備の推進>

多く見られた課題・懸念

- ・統計作成プロセスの全体像が可視化されておらず、管理職や新任者等が調査業務を理解しにくい状況、さらに調査に変更が生じた際のプロセス変更管理に漏れや判断ミスが生じる恐れが認められた
- ・調査担当者の業務内容が明文化されておらず、人事異動等の際に、具体的な作業内容や判断基準が適切に継承されない恐れが認められた



- ・管理職が適切な進捗管理を行えるよう、また新任者でも調査が適切に継続できるよう、**調査業務全体の体系化・可視化が推奨される**
- ・**組織的な文書として具体的に記載することにより、属人化の解消や知見の継承を図ることが重要**

好事例

- データ流れ図の横に、実行内容の記録用の欄（「時期」欄）を設け進捗管理に活用。
- 業務の背景（調査の変更履歴、民間委託の背景情報等）や周辺の手続（関係する規定・制度、他部署との調整等）を含め、全体像を把握できるようにマニュアルを整備。
- マニュアル中の随所に、過去の事案や注意点、背景事情を踏まえた申し送り事項を記載。標準化された一般的注意ではなく、実際に発生した事案に即した具体的な内容を示している。
- 業務マニュアルに調査の年間スケジュールを踏まえたマニュアル更新の作業時期等を明記。

2 令和7年度の実績

■ 令和7年度の診断活動において焦点が当たった事例（2 / 3）

＜業務委託 ～適切な調査実施のための委託業務の管理・監督～＞

多く見られた課題・懸念

- ・ 実査や審査・集計等のプロセスを外部に業務委託している場合において、委託業務の実施状況の把握・管理や成果物の確認が不十分であり、統計品質の低下を招く恐れが認められた



- ・ **適切な調査の実施のため、調査担当は委託業務を主体的に管理する必要がある**
→ ・ 委託業務の管理監督に必要な対応や業務の進捗、成果物の確認・審査のポイント・判断基準などを業務マニュアルに具体的に記載する等、業務の品質確保に必要な事務を明確化することが重要

好事例

- 調査担当者向けのマニュアルに簡潔ではあるが、民間事業者等から提出される業務計画書のチェックポイントなど受託事業者の業務をどのように確認するかが記載されている。発注者として、受託者の業務の実態を把握・管理するための確認ポイントをマニュアルに記載していることは良い取組である。

2 令和7年度の実績

■ 令和7年度の診断活動において焦点が当たった事例（3 / 3）

＜業務委託 ～調査継続と統計品質向上に必要な知見の蓄積～＞

多く見られた課題・懸念

- ・ 特定の委託先との業務委託が長年続くことで、委託業務における具体的な作業内容・手順（判断基準等を含む。）のブラックボックス化が進行し、調査担当に調査実施のノウハウが蓄積・継承されず、委託先が変更となった場合に、調査の継続性や統計作成プロセスの品質確保が困難になる恐れが認められた



- ・ **委託先が担っている各プロセスの具体的な作業内容及びノウハウを調査担当内に保有・蓄積することで、継続性の担保及び調査プロセス改善のための知見の蓄積が期待される**
→ ・ 委託先からの定期的な業務報告や成果物の提出時等に、業務実施状況（個別業務の作業実施体制、作業内容・手順（判断基準等を含む。）、成果物やその確認・審査基準など）の具体的な説明を求める
- ・ 委託先から聴取した知見（特に、作業実施の根幹となるもの）を、調査実務上のノウハウとして文書化する

好事例

- 委託業者から定期的に調査実施状況の報告を受けるだけでなく、報告内容に基づき回収遅延の要因分析や督促方策の助言などを適時に行っており、調査実施者として主体的にリーダーシップを発揮して調査を実施している。また、調査の改善に向けて、例えばオンライン回答率向上方策など、具体的な課題を設定し、委託業者に提案を促すことで、調査実施者とは違う視点を踏まえた課題の分析や検討・対策を継続的に行っている。
- 委託業者からの週次報告により地域・層別の回収状況を把握しており、期限周知・督促方法に関する委託業者からの提案を踏まえ、回収率の向上に向けた問題意識の共有や要因分析を経て、対応方法の見直しを主体的に講じている。

3 令和5～7年度の診断活動を踏まえた中間総括

- 令和5年度に開始した統計作成プロセス診断が対象調査の折り返し地点を迎えたことを踏まえ、これまでの統計監理官による診断の振り返りを実施。

公的統計の総合的品質管理の実施において 特に重要と思われる観点をメッセージとして取りまとめ

【メッセージの前提となる基本的な考え方】

- 各府省による主体的な統計の総合的品質管理の実施が求められる

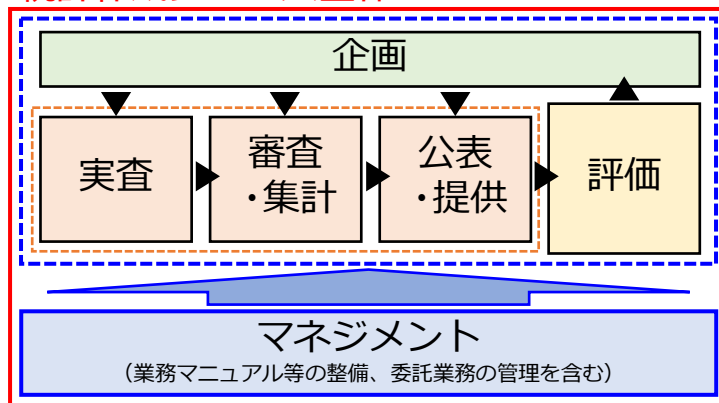
「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）

各府省は、幹部職員の下、社会や統計ユーザー等を第一に考えて、**主体的に統計の総合的品質管理**（TQM：Total Quality Management）や統計作成プロセスの標準化やメタデータを含む情報提供の質の向上に取り組む。

- 統計の品質はプロセス（過程）で作り込む

「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日統計委員会）

統計作成プロセス全体



統計作成プロセス診断では、**プロセス全体**を統計監理官が専門的かつ客観的な立場から、個々の要求事項に基づいて必要な確認を実施

- ✓ これまでに、診断対象調査の担当者からは各プロセスに係る提出資料の準備、実地ヒアリング対応への負担軽減などの意見があったが、**統計作成の品質管理・向上の取組には、時間、労力を要することへの理解が必要**

3 令和5～7年度の診断活動を踏まえた中間総括

■ 統計の品質確保を図る上で重要な視点・取組（その1）

<統計作成プロセスの全体像が把握可能なドキュメントの整備>

多く見られた課題・懸念

- ・統計作成プロセスの全体像が可視化されておらず、管理職や新任者等が調査業務を理解しにくい状況、さらに調査に変更が生じた際のプロセス変更管理に漏れや判断ミスが生じる恐れが認められた



◎ 統計作成プロセスの全体像が把握可能なドキュメントの整備が重要

- 調査の一連の流れ（前工程と後工程の関係を含む。）や、各プロセスにおける関係者の役割分担及び関係性を示した資料の作成、更新

なぜ重要なのか

- 管理職によるトップマネジメントの実践、進捗管理において重要な役割を果たす
- 業務引継ぎ等に活用することで、新任者の調査業務への理解を助け、人事異動等がある中での調査の適切な継続に貢献
- プロセスの変更管理（あるプロセスの変更が他のプロセスに与える影響の確認、判断）における「抜け・漏れ」の防止に効果的

3 令和5～7年度の診断活動を踏まえた中間総括

■ 統計の品質確保を図る上で重要な視点・取組（その2）

<組織的な文書としての業務マニュアルの整備、継承>

多く見られた課題・懸念

- ・ 調査担当者の具体的な作業内容や判断基準が明文化されておらず、また、調査設計の基本的な考え方や見直しに係る検討資料が調査担当において可視化されていないことで、人事異動等の際に適切な継承がなされない恐れが認められた



◎ 調査担当における作業手順や判断基準を、組織的な文書に整理することが重要

◎ 調査設計の根拠資料、見直し検討に係る資料の可視化と継承が重要

- ・ 個人単位で引き継がれているルールやノウハウを組織的な文書に明文化
（例：外れ値処置、分析的審査の考え方、遅延調査票の取扱基準 など）
- ・ 委託先や関係機関向けの解説だけでなく、「調査担当自身」の業務内容を記載
- ・ 調査設計（母集団設計、標本設計、集計論理等）に係る資料をマニュアル等に関連づけて継承

なぜ重要なのか

- 作業手順や判断基準の属人化を防ぎ、継続的な統計の品質確保の基盤になる
- 調査設計の根拠資料や検討資料は、点検・評価や次回調査の企画、改善の素材として必要

3 令和5～7年度の診断活動を踏まえた中間総括

■ 統計の品質確保を図る上で重要な視点・取組（その3）

<委託業務の主体的な管理と知見の蓄積>

多く見られた課題・懸念

- ・実査や審査・集計等のプロセスを外部に業務委託している場合において、委託業務の実施状況の把握・管理や成果物の確認が不十分であり、統計品質の低下を招く恐れが認められた
- ・特定の委託先との業務委託が長年続くことで、委託業務における具体的な作業内容・手順（判断基準等を含む。）のブラックボックス化が進行し、調査担当に調査実施のノウハウが蓄積・継承されず、委託先が変更となった場合に、調査の継続性や統計作成プロセスの品質確保が困難になる恐れが認められた



- ◎ 調査担当による委託先の主体的な管理と、管理に係る必要な事務の明確化が重要
- ◎ 委託先が担う作業内容及びノウハウの調査担当内への保有・蓄積が重要

なぜ重要なのか

- 委託業務の品質は統計（成果物）の品質に影響するため、委託先における業務の実施内容やその進捗状況、実施結果等を適時に把握するとともに、確認・審査等の上、必要な指示、助言等を行う必要がある
- 委託先が変更となった場合にも調査の継続性を担保するためには、調査担当に調査実務上必要な知見を保有しておく必要がある

3 令和5～7年度の診断活動を踏まえた中間総括

■ 統計の品質確保を図る上で重要な視点・取組（その4）

<調査改善に向けた現状把握、分析の重要性>

多く見られた課題・懸念

- ・調査実施を通じて蓄積されたデータや知見が、統計の精度向上、品質確保、業務改善に十分活用されていない



◎ 調査実施時に得られたデータを用いた現状把握、調査改善に向けた分析の実施が重要

- ・回収率向上に向けた、回答層や回答拒否層の分析、結果精度への影響確認
- ・記入精度向上や回答負担の軽減に向けた、調査票回答方法（紙、オンライン等）の比較、要因分析
- ・品質確保や調査業務改善に向けた、成果物等（委託業務を含む。）の振り返り、現状分析

なぜ重要なのか

- 次回に向けた品質確保、向上の知見（回収率向上、記入精度向上、品質表示の充実、報告者及び関係者の負担軽減、業務改善等）を得るために効果的

Ⅲ 今後の取組

I 点検・評価について

- － 各府省において、令和8年度は102件の点検・評価を実施予定
- － 各府省が、点検・評価実施時に把握した改善事項について着実に実施する必要

II 統計作成プロセス診断の令和8年度以降の予定について

- － 第IV期統計基本計画の別表（今後5年間に講ずる具体的施策）において、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行うこととされている。
- － 令和8年度は、14基幹統計調査（6府省）の診断を実施予定
- － 令和9年度までに、全50基幹統計調査の診断を終えることを目指して実施

（参考）統計作成プロセス診断実施・予定数

年度	実績(予定)
令和5年度	4
令和6年度	9
令和7年度	11
令和8年度	(14)
令和9年度	(13)
計	24(51)

注：調査の特性上、年度をまたいで複数回に分けて診断を実施する予定の調査を含むため、診断の実施予定数は基幹統計調査数と一致しない。

各府省における公表数値等 の誤り報告状況等

令和8年6月

総務省 統計品質管理推進室

I 各府省における公表数値等の 誤り報告状況

誤り報告状況（令和7年度）

- 令和7年度に総務省が各府省から受けた報告件数は、
6府省から **119件**（基幹統計：6府省51件、一般統計調査：5府省68件）
（令和6年度：123件、令和5年度：121件）

（注）「各府省における公表数値等の誤り発生に備えた情報の保存及び誤り発見後の対応等について」（令和5年7月28日付け総務省統計品質管理推進室）に基づき、総務省統計品質管理推進室に報告を受けたもの。

- 報告を受けたものの「誤りの主体」をみると、
「実施・作成者」（担当府省、受託等機関）が**99件（約7割）**、「報告者」は**34件（約3割）**

統計の種類	誤りの主体			
	実施・作成者			報告者
		担当府省	受託等機関	
基幹統計	41件（1）	31件	10件	15件
一般統計	58件（3）	43件	15件	19件
計	99件（4）	74件	25件	34件

（注1） 1件の報告の中で複数の誤りについて報告されているものがあるため、合計は119件とならない。

（注2）（ ）は、1件の報告の中で、担当府省と受託等機関の両方が誤りの主体となっている事例数（内数）

誤り報告状況（令和7年度）

- 実施・作成者（担当府省、受託等機関）が誤りの主体となっているものの「誤りの原因」をみると、「**手作業による誤り**」が約9割、「**プログラム等の改修漏れ、不具合**」が約1割。
- 報告者が誤りの主体となっているものの「誤りの原因」をみると「**記入漏れ、記載ミス等による報告誤り**」が約7割、「**調査定義等の誤認による誤報告**」が約3割。

統計の種類	誤りの原因				
	実施・作成者		報告者		
	手作業による誤り	プログラム等の改修漏れ、不具合	調査定義等の誤認による誤報告	記入漏れ、記載ミス等による報告誤り	報告の漏れ・遅延
基幹統計	39件	5件	6件	12件	0件
一般統計	49件	7件	7件	15件	1件
計	88件	12件	13件	27件	1件

（注）1件の報告の中で複数の誤りの原因について報告されているものがあるため、合計は119件とならない。

- 実施・作成者（担当府省、受託等機関）による作業プロセスの改善等に関する「再発防止策」をみると、「**業務マニュアル等の整備・追記**」、「**複数人チェックの実施・徹底**」が特に多くみられる。
- 報告者による正確な報告を確保するための「再発防止策」をみると、「**誤り事例等の共有による注意喚起**」、「**調査票、記入要領、留意事項の変更**」が特に多くみられる。

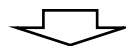
統計の種類	再発防止策											
	実施・作成者側（受託等機関を含む）の作業プロセスの改善等に関する取組								報告者による正確な報告を確保するための取組			
	業務マニュアル等の整備・追記	複数人チェックの実施・徹底	プログラムの改修	基礎的審査、分析的審査の導入・徹底	手作業業務のシステム化	誤り事例等の共有による注意喚起	提出前の再確認の徹底	その他	誤り事例等の共有による報告者への注意喚起	調査票、記入要領、留意事項の変更	提出前の再確認の徹底	その他
基幹統計	32件	19件	12件	11件	10件	9件	4件	8件	8件	9件	5件	2件
一般統計	45件	38件	18件	13件	11件	11件	4件	19件	12件	7件	4件	5件
計	77件	57件	30件	24件	21件	20件	8件	27件	20件	16件	9件	7件

（注1）1件の報告の中で、複数の防止策について報告されているものがあるため、合計は119件とならない。

（注2）再発防止策は、誤りの主体に関わらず実施・作成者側と、報告者側の双方で行うものもある。

令和7年度の誤り報告等の状況を踏まえて

- 誤りの発生原因は、調査実施者の「手作業による誤り」や、報告者による「記入漏れ・記載ミス等による報告誤り」が多くみられるが、内容は様々である。
 - ・ 誤りが発生した原因と、誤りが見過ごされてしまった原因を分けて考える必要
 - ・ **原因の背景を把握した上で再発防止策を検討しなければ有効策となりえないため、背景を正しく把握する必要**
- 令和7年度に報告を受けた誤りの中には、同じ調査で複数回誤りが生じていた例も見られたが、**いずれも原因に応じた再発防止策に取り組むこととしている。**



実施・作成者側（受託等機関を含む）の作業プロセスの改善等に関する取組

- 例えば、再発防止策として、「複数人チェックの実施・徹底」があげられるが、複数人でチェックする場合も、誰が何をどういう観点でチェックするのかなどは、あらかじめ明確に定めておくことが必要。

報告者による報告誤りを防ぐ取組

- 報告者へ調査内容を説明するときに誤り事例を共有して注意喚起することや、調査票・記入要領等を分かりやすく見直したり、注意書きを付けるといった工夫が有効。



- **誤り発生は未然に防止すべきものであるが、発生してしまったら適切に対応することが重要。**

各府省においては、誤りを発見した後、事実関係を把握する中で、各府省の統計利活用户に連絡し、誤りによる影響を確認することとしており、いずれの案件においても適切な対応がなされていることは確認されているが、どの程度まで背景事情を把握した上で再発防止策を検討しているかについては、誤り報告の内容からは確認できないところ。

今回、令和7年度に誤りが発覚し数値の訂正が公表された事例のうち、**手当の支給額に影響を与えた事案であるほか、多くの事務的・技術的ミスが原因となっていたと考えられた事案について、政府統計全体の品質向上に資する知見を得るため、文部科学省の協力を得て、総務省において誤り発生原因及びその背景事情について把握・検証を行い、統計委員会統計作成プロセス部会に報告することとした。**

Ⅱ 訂正事案を踏まえた 公的統計の品質確保のための留意点

令和7年度の誤り事案のうち、国が支給する手当の追加支給が必要となった「子供の学習費調査」の誤り発生事案について、政府統計全体の品質向上に資する知見を得るため、文部科学省の協力を得て、総務省において誤り発生原因及びその背景事情、誤り発見後の対応、再発防止の取組等について検証を行い、その結果を踏まえて政府全体として留意すべき事項を報告するものである。

子供の学習費調査の公表数値の訂正（①文部科学省公表）

1. 子供の学習費調査（一般統計調査）の概要

調査の目的：子供を公立又は私立の学校に通学させている保護者が、子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費並びに世帯の年間収入、保護者・兄弟姉妹の状況等の実態をとらえ、教育費に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査の沿革：平成6年から**隔年**で実施

※**令和2年度調査**は新型コロナの影響で中止（**1年延期**）。翌3年度から、改めて**隔年で実施**

調査の対象：公立並びに私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（全日制）の幼児・児童・生徒の保護者（合計約53,000人）

調査事項：学校教育費、学校給食費、学校外活動費、世帯の年間収入、主たる生計維持者の最終卒業学校、保護者が希望する子供の進路（どの学校段階まで進ませたいか）、兄弟姉妹（調査対象者及びその保護者と生計を一にする者に限る。）の数・性別、調査対象者の出生順位、兄弟姉妹の学校段階

調査の期日：**調査実施年の4月から1年間。**

調査票は、第1回提出分（調査実施年の4月から6月までの支出等）、第2回提出分（調査実施年の7月から11月までの支出等）、第3回提出分（調査実施年の12月から翌年3月までの支出等）の3回に分割して調査票を記入・提出。

調査の方法（調査票の配布回収方法）

都道府県→学校→保護者（配布）

保護者→学校→都道府県（回収）※オンライン回答の場合は、保護者→文科省

子供の学習費調査の公表数値の訂正（①文部科学省公表）

2. 事案の概要

（1）公表数値の訂正内容

○ 令和3年度調査及び5年度調査の集計結果の訂正を公表（令和8年1月16日）

令和3年度調査	主な訂正内容	(誤)	(正)
私立幼稚園	学習費総額 43円減少	308,909円	308,866円
公立高等学校	学習費総額 592円増加	512,971円	513,563円
私立高等学校	学習費総額 222円増加	1,054,444円	1,054,666円

令和5年度調査	主な訂正内容	(誤)	(正)
公立小学校	学習費総額 30,334円増加	336,265円	366,599円
私立小学校	学習費総額 86,596円減少	1,828,112円	1,741,516円
公立中学校	学習費総額 25円減少	542,475円	542,450円
公立高等学校	学習費総額 798円減少	597,752円	596,954円
私立高等学校	学習費総額 148,978円増加	1,030,283円	1,179,261円

○ 訂正公表の影響

・公表数値訂正の結果、外務省において在外公館に勤務する職員の子供の教育手当を追加支給

子供の学習費調査の公表数値の訂正（①文部科学省公表）

2. 事案の概要

（2）発生原因

確認体制が不十分であったこと、並びに

〔令和3年度調査〕推計作業における①計算式の誤り、②推計プログラムの誤稼働

〔令和5年度調査〕推計作業における①計算式の誤り、②回答データの外れ値処理の誤り、③データ入力の誤り

（3）再発防止策

- システムの改修
- 外部アドバイザーを一層活用した、チェック機能の強化
- 研修等を通じた、担当職員の専門知識の向上

（参考）学校基本調査「年次統計」における特別支援学校の取扱いに関する修正について（令和7年12月）（抜粋）

4 再発防止策

（1）職員の意識向上・人材育成

- 今回の事案を踏まえ、その反省を文部科学省全体で共有し、徹底させるため、令和8年早々に障害者理解の増進に関する研修を実施するほか、既存の研修内容を拡充する。
- 統計に関する研修の計画的な受講の促進等により、統計調査の実施やその結果の適切な利用に必要な専門知識を有する職員を育成する。

（2）統計業務の改善

- 統計業務の質の一層の向上を図るため、専門家会議を設置し、統計の検討方針や公表方針などについての確認機能を強化する。
- 統計分析アドバイザーの増員など統計業務の体制を強化し、業務実施の各段階におけるチェック機能を強化する。
- 統計の正確性の向上と業務の迅速化、効率化を進めるため、デジタル技術のより一層の活用を検討する。
- 統計調査の実施業務サイクルにおいて、統計担当部署と統計活用部署との情報・意見交換を積極的に行い、利用側のニーズや問題意識を適切に把握・反映するとともに、統計調査結果を使った各種指標の算定方法の理由・考え方などについての情報共有や担当者間の引継ぎを強化する。
- 政策ニーズを適切に反映するとともに、改善が必要な事項を早期に発見するため、統計担当部署がより一層取り組むことはもとより、統計活用部署など広く職員から、統計に関する改善意見や不備・誤りの指摘を受けられるよう、日頃から気付きや意見を募集できる仕組みを構築する。
- 今回の反省を踏まえ、統計における調査の設計や指標の考え方、公表の方法などについて、不断の点検を行い、見直すべき点がある場合には早急に対応するよう改めて省全体に周知を行い、徹底を図る。

子供の学習費調査の公表数値の訂正（②総務省による検証）

3. 誤り内容とその原因・背景

（1）誤り内容と直接的な原因（一覧）

番号	確認された誤り	誤りの内容
1	復元推計プログラムの誤り [令和3年度調査]	復元推計を行うプログラムが 正しくプログラムされておらず 、一部の学校種において誤ったデータを参照していたもの （プログラムの不具合）
2	調査票データの外れ値処理の誤り [令和5年度調査]	復元推計用プログラムのExcelシートに調査票データを複写する際、誤って「 外れ値 」として除外するデータも含めたまま貼付けしてしまったもの （手作業のミス）
3	推計作業用母集団データの作成誤り① [令和5年度調査]	復元推計乗率を定めるために学校基本調査結果から作成するデータ（推計作業用母集団データ）について、その作成用Excelファイルの 関数式に「参照先の範囲」の設定誤り があったもの （関数式の作成誤り）
4	推計作業用母集団データの作成誤り② [令和3年度調査] [令和5年度調査]	推計作業用母集団データの作成用Excelファイルの 関数式に設定の誤り があり、「調査対象外の学校を除外した値」が正しく計算できていなかったもの （関数式の作成誤り）
5	推計作業用母集団データの貼付け作業ミス [令和5年度調査]	復元推計用プログラムのExcelシートに推計作業用母集団データを複写する際、私立学校用のシートに 誤って公立学校のデータを貼付け してしまったもの （手作業のミス）

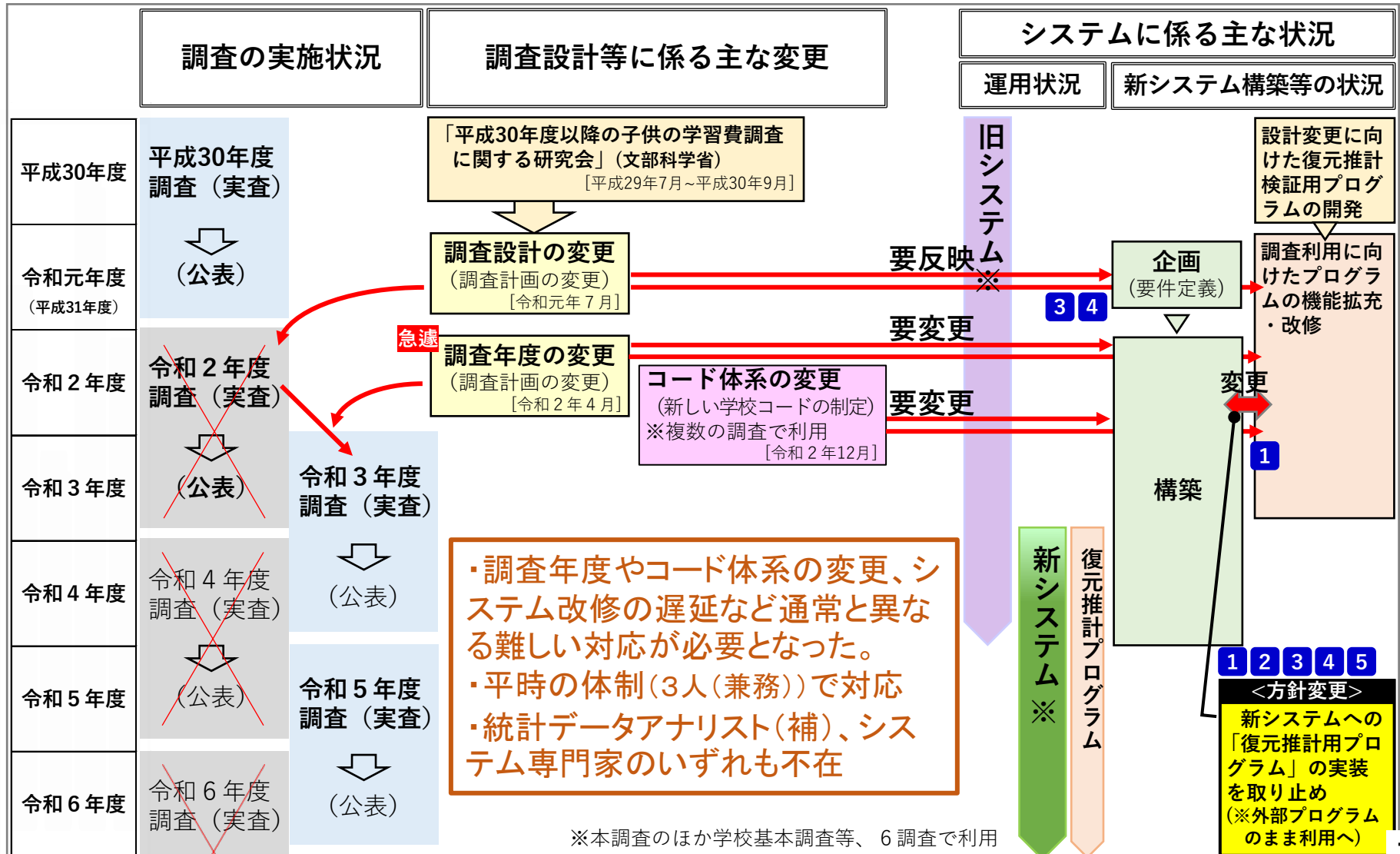
子供の学習費調査の公表数値の訂正（②総務省による検証）

3. 誤り内容とその原因・背景

（2）誤り発生背景事情

（凡例） ①～⑤：「確認された誤り」の番号

・背景となった変更と特に関係が深いと考えられるもののみ記載。
（調査年度の変更のように全体への影響が大きいものは未記載。）



子供の学習費調査の公表数値の訂正（②総務省による検証）

4. 誤り発見後の対応

- 過去の統計問題を踏まえ、各府省においては、**公表数値等に係る誤りを発見した場合についての対応ルールを策定することとされている（情報共有、事実確認、利用者への連絡、公表、再発防止の検討など）。** ※「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日統計委員会）

- **文部科学省**においても、**当該ルールを定めており**、今般の事案発見後の対応については、**ルールに沿って実施されていたことが確認できた。**

時期	文部科学省誤り発見後の対応ルールに基づく対応状況（丸数字：対応ルールの事項）
令和7年11月末	令和9年度調査に向けた有識者との検討時に、有識者からの指摘によって誤りを発見
11月末～	① 統計幹事、窓口課室及び統計品質管理官への一報 ② 事実関係（事案の内容、発見の端緒、確認された経緯、訂正内容、発生原因、利活用状況）の確認、把握 ③ 統計利活用リストに掲載されている統計利活用者への連絡、誤りによる影響の確認 ④ 再発防止策の検討 ⑤ 再発防止策について統計品質管理官等へ相談（下記⑥についても並行して相談） ⑥ 公表内容（正誤情報、発生原因、再発防止策の概要等）及び適切な公表方法を検討
令和8年1月	○ 総務省に第一報。以降、連絡を継続 ⑦ 統計幹事への最終報告 （今回は窓口課室、統計品質管理官にも併せて報告し、⑩統計品質管理官への報告提出を兼ねる。） ⑧ 統計利活用者への公表内容等の連絡 ⑨ 公表（1月16日）

5. 事案の背景を踏まえた課題と改善策

（１） マネジメントの課題

人為的なミスが多発しており、体制面に課題があったと思われる。調査年度やコード体系の変更、システム改修の遅延など通常と異なる状況で職員の負荷が増大しているにも関わらず、体制強化や統計やシステムの知識経験を持つ職員の関与もなかった。

点検・審査の強化も重要だが全てをカバーすることはできないので、ミスの発生を抑制するための取組が重要と考える。

① 統計作成の専門的人材の配置

過去の統計問題を踏まえ、統計作成は統計データアナリスト(補)の関与の下で行うこととされている。当該資格は令和３年度から認定を開始しており、文部科学省でも資格取得者は増えているが、本調査においては資格取得者が関与できる体制の確保には至っていなかった。

文部科学省の再発防止策でも「研修等を通じた、担当職員の専門知識の向上」が挙げられているが、今後も引き続き、**人事ローテーションを考慮しつつ、資格取得者など専門的知見のある者の統計作成の現場への配置を進めていく必要がある。**

※統計の担当ごとに配置できない場合、資格取得者が総括的ポストから複数統計に関与することも考えられる。

5. 事案の背景を踏まえた課題と改善策

② 情報システム開発等における専門的人材の育成・確保と的確なプロジェクト管理

情報システム、プログラム等の開発、運用・保守に当たっては、目的に合わせて適切に開発するとともに、その動作・処理検証を確実に実施することが必要。また、業者に委託する場合には、受託業者等と正確に意思疎通する必要があり、組織内部にシステム開発の依頼者側としてシステム開発、運用・保守等に関する一定の知識・経験を有する人材を継続的に育成・確保し、的確なプロジェクト管理を実施していくことが求められる。

③ 変更管理の視点

通常（従来）とは異なる作成プロセスで業務を行う場合（※）は、管理者は、誤り発生リスクが最大化していることを認識の上で、体制や作業スケジュールの変更等の対応を検討することが求められる。

変更管理：統計作成プロセスの重要な変更を行う場合に、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行う取組

※ 「通常（従来）とは異なる作成プロセスで業務を行う場合」の具体例

- 「調査設計の変更」や「業務システムの更改」を行う場合
- 「処理フローに広範な影響を及ぼす変更（影響を及ぼす可能性がある変更）」を行う場合（「コード体系の変更」等）。その影響範囲を的確に把握の上、各調査担当者、委託先事業者等に情報共有し、適切な対応を促すよう変更管理マネジメントが必要。
- 「調査の延期」を行う場合。時間経過による周辺環境の変化（システム環境含む）が新たなリスク要因となるため、変更管理としてリスク評価に基づくマネジメントが必要。

5. 事案の背景を踏まえた課題と改善策

④ 業務マニュアル・手順書の整備

統計作成に当たっては、業務内容・手順のほか、確認・審査の実施やその基準を整理の上、見える化し、作業漏れ、確認漏れ等の防止を図ることが必要。

今回は、システム更改の過渡期であり、従来のマニュアルをそのまま使えない状況であったが、関係者の情報共有、作業漏れ防止等の観点から、作業手順書は作成する必要があった。

5. 事案の背景を踏まえた課題と改善策

（２） 適切な審査の実施

統計作成プロセスや体制を整備したうえで発生したミスについては、適切な確認・審査によってできる限り排除する必要がある。

① 中間生成物の審査

今回は、推計作業用母集団データの作成に当たり複数の作業ミスが発生した結果、公表数値に誤りが発生した。調査票データや集計データの審査は広く行われているが、中間生成物についても適切に審査が行われることが必要。

② 調査票データの審査、統計表（集計データ）の確認・審査

今回は、公表データを見た外部有識者の「公立小学校の学校教育費の標準誤差について、令和5年度調査結果でこのように大きくなることは無いように思う。」という指摘をきっかけに誤りが発見された。文部科学省において、公表前にそのような視点で審査を行っていれば誤りを発見できた可能性がある。

今回は、一見して明らかな異常値（前年比1.5倍など）ではなかったことから、誤りを容易に発見できたとは言えないが、統計の特性を踏まえた審査の視点を蓄積していくことにより、より精度の高い審査が行えるようになる。

5. 事案の背景を踏まえた課題と改善策

（3）誤り発見後の対応

過去の統計問題では、誤り発見後の隠蔽により、誤った結果が長期にわたって公表され、リカバリーに多大なコストを要したほか、政府統計全体への不信も招いた。

今回も手当の追加支給が発生する事態となったが、対応ルールに従い、外部からの端緒情報を活かして誤りを発見し、情報共有、影響度の把握と対応（追加支給）、公表が適切に行われた結果、統計を利用した者への影響や政府統計への不信感を拡大させることなく対応ができたものと思われる。

過去の統計問題の再発防止策では、

- ・ どれだけ防いでもどこかでミスは発生するもの。発生した場合は、隠さず責めず、リカバリーに注力することが重要
- ・ 誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員を積極的に評価する風通しのよい組織風土の定着を図る

ことが求められており、誤り発生後の対応が特に重視されている。こうした経緯を踏まえると、今回の文部科学省の対応は評価できるものと考える。

6. 政府全体としての取組

本件の教訓を踏まえ、各府省は自らの統計作成プロセスを見直す機会としていただきたい。特に以下の点に留意していただきたい。

（１） 統計データアナリスト（補）の育成・配置

統計問題発生時の一斉点検において、未経験者だけで作成されている統計が多数確認されたことを踏まえて統計データアナリスト（補）制度が創設された。

※統計データアナリスト（補）は、統計研究研修所の研修の修了＋一定の業務経験（アナリスト10年、アナリスト補5年）で認定

※統計調査の設計・変更はアナリスト、調査の実施はアナリスト補の下で行うことが求められている。

各府省は育成計画を作成して職員の研修受講を進めており、令和7年度末時点においては、政府全体で統計データアナリスト174人、アナリスト補531人（累計）が認定されているが、一方で資格保有者の配置されていない統計調査が多くみられることから、今後も引き続き、人事ローテーションを考慮した上で、資格保有者の育成・配置を進める必要がある。

※アナリスト（補）の配置率 基幹統計 87.5 %、一般統計 51.2 % （令和7年度末時点）

（２） 変更管理マネジメントの実践

調査設計、システム更改、調査スケジュール等の変更により、通常（従来）とは異なる作成プロセスとなる場合は、管理者がその影響（範囲、内容、影響度等）を確認した上で、それに相応しい体制、スケジュール等を検討し、手当てする必要がある。

6. 政府全体としての取組

（3） 情報システム開発等の的確なプロジェクト管理と手作業の最小化

情報システムは統計作成において重要なインフラであり、調査実施の実務と併せて欠くことのできないものである。このため、**情報システムの品質は、直接・間接に統計の品質に影響を与える重要な要素**であり、その開発、運用・保守に当たっては、調査担当者の意図や要求内容を受託業者に正確に伝え、意思疎通を図りつつ、各プロセスにおいて必要な確認、テスト（動作・処理）を確実に行うなど、**的確なプロジェクト管理の実施が重要**である。

さらに、この実施に当たっては、**統計調査に加え、システム開発等に関する知識・経験を有する人材を内部に継続的に育成・確保していく必要がある**。

また、各府省からの誤り報告によれば、統計調査の実施・作成者が原因となっている誤りの**約 9 割が手作業による誤り**となっているため、今後の情報システムの開発（改修）においては、**自動化できる工程は積極的にシステム化を進めることにより、誤り発生リスクが高い手作業の最小化にも取り組むべき**である。

6. 政府全体としての取組

（４） 誤り発生時の影響を想定した作成・審査体制の整備

基幹統計・一般統計は、統計利活用リストで政府内における活用状況を確認することができる。誤りが発生した場合の影響が大きい統計（政府支給の補助金・手当等の金額の算定根拠や、GDP統計等の重要統計の作成に活用されている統計等）については、一般統計調査であっても、前記の統計データアナリスト（補）の重点的な配置、調査票データや統計表（集計データ）の確認・審査を徹底することが必要である。

（５） 誤りの発見・発生時の適切対応の徹底

今回の事案においては、対応ルールに沿って適切に対応することにより、統計制度への信頼を大きく損ねることなく対応できていた。引き続き各府省においても対応ルールの確認、徹底を図っていただきたい。